

## 第 1 4 号議案

桶川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 桶川市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(職員のサービスの宣誓) 第 2 条 新たに職員と <u>なつた</u> 者は、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の</u> <u>面前において、別記様式による宣誓書に</u> <u>署名</u> してからでなければその職務を <u>行つ</u> <u>て</u> はならない。	(職員のサービスの宣誓) 第 2 条 新たに職員と <u>なつた</u> 者は、 <u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出</u> してか らでなければその職務を <u>行つて</u> はならな い。

**第 2 条** 桶川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

別記を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

令和４年２月２２日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

内部手続における押印義務等の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓の際の手続を改めたいので、この案を提出するものである。